

「財形住宅」 持家取得時の非課税要件の変更のお知らせ

2022年4月1日付で「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令」が施行されたことにより、「財形住宅貯蓄積立保険」の持家を取得する際の非課税要件が一部改正されました。住宅非課税要件が次のとおり変更となりますので、ご請求にあたってはご注意ください。

■財形住宅 持家取得時の非課税要件の変更内容 (P.36 ③ お支払請求時の要件および必要書類<財形住宅>)

※2022年4月1日以降に持家として取得する住宅に適用します。
(増改築等は対象外となります。)

項目	変更前要件	変更後要件
床面積	<p><新築・中古> 50㎡以上</p>	<p><新築（建築後未使用含む）> 40㎡以上 ※2023年12月31日までに建築確認を受けた新築住宅が対象</p> <p><中古> 50㎡以上</p>
築年数	<p><耐火構造住宅> 築後25年以内</p> <p><耐火構造以外住宅> 築後20年以内※ ※緩和要件 「耐震基準適合証明書」(写可)の提出 →築年数の制限なし</p>	<p><耐火構造住宅></p> <p>■1982年1月1日以後に建築された住宅 築年数の制限なし</p> <p>■1981年12月31日以前に建築された住宅 ※緩和要件 「耐震基準適合証明書」(写可)の提出 →築年数の制限なし</p> <p><耐火構造以外住宅></p> <p>■1982年1月1日以後に建築された住宅 築年数の制限なし</p> <p>■1981年12月31日以前に建築された住宅 ※緩和要件 「耐震基準適合証明書」(写可)の提出 →築年数の制限なし</p>

※今後、財形関連の法改正により内容が変更になる可能性があります。

一生涯のパートナー

第一生命

 Dai-ichi Life Group